

(別紙)

4月提供原稿案

JA鳥取県人権・同和問題対策推進本部からのお知らせ

JAグループ鳥取では人権・同和問題に対して「第7次（2018～2020年度）JA鳥取県人権・同和問題対策推進方針」をもとに、差別と偏見のない社会の実現のために取り組んでいきます。

組合員の方はもとより、地域住民の方にも人権・同和問題が身近な存在であることに気づいてもらうため、第7次（2018～2020年度）の期間中、人権・同和問題に対する啓発記事を年4回連載します。

第15回「児童虐待防止のために」

昨今、しつけと称した深刻な児童虐待事件が後を絶たず、対策強化のため、平成31年3月に児童虐待防止法について、親による体罰を禁止とする改正案が政府より発表されました。

しかし、法律で禁止されたからといって、虐待が根絶されるわけではありません。大人や子どもに関係なく生まれたときから誰もが等しく尊い存在です。全ての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばし成長できるよう改めて、「しつけ」とは「体罰」とは、その境界線はどこにあるのか考えていくことが大切です。

また、核家族化、少子化、地域における地縁的なつながりの希薄化等により、親の間に、子育ての負担感や育児に関する悩みなどが広がっています。日々の子育てに励み、努力している人に対しても、周囲の人が気に掛け思いやることも大切だと思います。

地域が一体となって、子どもたちが健やかに育つ環境づくりに努めていきましょう。